

郡山市観光案内所内の
物販スペースを核とした
周遊促進事業企画業務
公募型プロポーザル

募集要項

令和4年12月

郡山市観光課

目次

第1	事業の概要.....	3
1	本募集要項の位置づけ.....	3
2	業務名.....	3
3	業務内容.....	3
4	業務期間.....	3
5	提案上限金額.....	3
6	留意事項.....	3
第2	参加資格要件等.....	3
1	参加資格要件.....	3
第3	公募の手続きに関する事項等.....	4
1	公募及び選定のスケジュール.....	4
2	質問受付及び回答.....	4
3	参加申込書及び提案書類の提出.....	4
4	提出書類.....	5
5	提案における留意事項.....	5
第4	事業者選定に関する事項.....	7
1	審査の実施.....	7
2	選定方法.....	7
3	選定結果の通知及び公表.....	7
第5	契約に関する事項等.....	7
第6	業務の実施に関する事項.....	7
1	誠実な事業の遂行.....	7
2	関係機関との協議.....	7
第7	その他.....	7
1	留意事項.....	7
2	問合せ先.....	8

第1 事業の概要

1 本募集要項の位置づけ

本募集要項は、物販スペースを核とした周遊促進事業企画業務委託の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するに当たり、条件を示したものである。

2 業務名

郡山市観光案内所内の物販スペースを核とした周遊促進事業企画業務（以下「本業務」という。）

3 業務内容

本業務仕様書（別添）のとおり

4 業務期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

5 提案上限金額

11,110,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 留意事項

本業務仕様書に掲げる全ての項目において、サービス水準を示しているが、応募者はその他必要な項目を検討し、提案書においてサービス向上につながるものを提案すること。

第2 参加資格要件等

1 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

第3 公募の手続きに関する事項等

1 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは以下のとおりとする。

公募開始	令和4年12月6日(火)
質問書受付	令和4年12月6日(火)～ 令和4年12月12日(月)
質問書回答	令和4年12月16日(金)
申請書類の提出期限	令和5年1月4日(水) 午前10時まで
審査期間	令和5年1月上旬
決定及び選定結果通知	令和5年1月上旬
契約の締結	令和5年1月中旬予定

2 質問受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答公表については、次のとおりとする。

(1) 提出書類・提出方法

質問は、「質問書」(別添「様式集」参照)に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には本業務名称及び「質問書」と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。また、受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

(2) 送付先は、第6の2を参照すること。

(3) 質問への回答公表

質問及び質問に対する回答は郡山市ウェブサイトで公表する。

「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

3 参加申込書及び提案書類の提出

応募者は、参加申込書及び提案書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和5年1月4日(水) 午前10時まで

(2) 提出場所 郡山市役所西庁舎4階 郡山市産業観光部観光課

(3) 提出書類 第3の4 提出書類のとおり

(4) 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで(12時から13時までを除く。)とする。(令和5年1月4日(水) 午前10時までとする。) 郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データを提出すること。

4 提出書類

様式番号	書式名及び記載内容	サイズ	枚数制限
様式 1	質問書	A4	適宜
様式 2	宣誓書	A4	1 枚
様式 3	参加申込書	A4	1 枚
様式 4	企画提案書 ・コンセプト ・周遊促進事業の企画 ・必要な備品や消耗品 ・動画のコンセプト ・リニューアル事業の周知方法 ・スケジュール	A4	上限 30 ページ 任意様式
様式 5	業務実績表	A4	1 枚
任意様式	会社概要	—	—
任意様式	商業登記履歴事項全部証明書	—	—
任意様式	貸借対象表及び損益計算書（2 期分）	—	—
任意様式	納税証明書の写し（国税及び郡山市税） ※法人税及び消費税等について未納税額がない証明、郡山市税については、市内に納税義務を有する場合のみ	—	—

- (1) 提出書類の作成にあたっては、募集要項及び本書に記載された指示に従って、明確・具体的に記入の上、提出すること。
- (2) 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- (3) 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されている等、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。
- (4) 電子データ（PDF 形式）及び書類で提出すること。
- (5) 分かりやすさ及び見やすさに配慮し、提出書類で使用する文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とし、適度な行間を設けること。ただし、説明図表・計算書類等に使用する文字はこの限りではない。
- (6) 各様式の枠内に記載されている注記事項については、削除した上で提案内容を記載すること。
- (7) ページ数に制限がある場合は、それを遵守すること。
- (8) 提案内容について、要求水準以上の提案、特に強調したい箇所、重要と考える箇所等は、ゴシック体の使用、太字、下線等により見やすくするための工夫をすること。
- (9) 提出は片面印刷とすること。
- (10) 提出書類は、様式区分毎にインデックスを付すこと。
- (11) 正本 1 部、副本 5 部を提出すること。

5 提案における留意事項

(1) 公正性の確保

応募者は、次の禁止事項に抵触した場合には、本業務への参加資格を失うものとする。

ア 応募にあたって、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

イ 応募にあたって、応募者は競争を制限する目的で提案内容等についていかなる相談も行わず、

独自に提案内容等を定めなければならない。

ウ 応募者は、候補者の決定前に他の応募者に対して、提案内容等を意図的に開示してはならない。

エ 応募者やそれと同一と判断される団体等が、本業務に関して、面談を求めたり自社の PR 資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 応募に伴う費用の負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 募集のとりやめ等

応募者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に応募を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させない、又は募集を延期、若しくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合、失格とする。

ア 参加資格がない者からの提案

イ 同一提案について応募者又は応募者の代理人が二以上の提案をしたときは、その全部の提案

ウ 同一提案について応募者及び応募者の代理人がそれぞれ提案したときは、その双方の提案

エ 提案上限金額を超える提案

エ その他提案の条件に違反した提案

(5) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、発注者は、本業務の公表及びその他、発注者が必要と認める場合、提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

第4 事業者選定に関する事項

1 審査の実施

本業務は、事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定に当たっては、「郡山市観光案内所内の物販スペースを核とした周遊促進事業企画業務に係るプロポーザル選定委員会」を設置し、提案されるサービス内容等を総合的に評価する。

所属・役職等
産業観光部長心得兼部次長
産業観光部観光課長
産業観光部観光課長補佐
産業観光部観光係長

2 選定方法

本業務における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行い、別添「審査基準」に基づき、申請書類による書面審査により行う。
なお、必要に応じて質問を行う場合がある。

3 選定結果の通知及び公表

候補者の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、審査の結果は郡山市ウェブサイトで公表する。

第5 契約に関する事項等

本業務の委託候補者決定後、提出された書類を候補者と協議するとともに、契約を締結する。

ただし、候補者が、契約締結までに指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は契約を締結しないものとし、この場合、審査において次点であった応募者と改めて協議を行うものとする。

第6 業務の実施に関する事項

1 誠実な事業の遂行

事業者は、契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2 関係機関との協議

事業者は、関係機関と複数回の協議を行い、業務を実施すること。

第7 その他

1 留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は応募者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。

2 問合せ先

郡山市産業観光部観光課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話：024-924-2621

電子メール：kankou@city.koriyama.lg.jp